

# 『実例詳解古典文法総覧』補遺稿

連載第 30 回 第 8.3.4 節～第 8.3.6.2 節

2019 年 3 月 15 日

小 田 勝

前回の節の新設「第 8.3.4 節」に続き、もう一つ節を新設する。

---

## 8.3.4” 対偶命令法(新設)

「よく学び、よく遊べ。」のように、後方の命令形の命令の意が前方の述語に及ぶことがある。これを「対偶命令法」という (§6.2.3, 14.3.1)。

(1) 御湯まり、物なども聞こしめせ。(源・柏木)

否定の場合、一般に「…て」節には及ばない(「連用形+て+否定表現」の「否定」は「て」の上の「連用形」に及ばない)のに対し、命令の意は「…て」節に及び得るという(青島徹 1960)。

(2) 行きて、聞け。(枕 5)

(3) かしこに渡りて、見ならし給へなどものせしを(源・若紫)

したがって、「連用形+て+禁止表現」の場合、禁止は「否定+命令」だから、命令の意だけが「連用形」に及ぶことになる(青島徹 1960)。

(4) げに、いと心なき人のしわざにも侍るかな。いまつくろはせ侍らむ。今日は  
言忌して、な泣い給ひそ。(源・紅葉賀) <=言忌せよ+な泣い給ひそ>

(5) 人のため恥がましきことなく、いづれをもなだらかにもてなして、女の恨み  
な負ひそ。(源・葵)

(6) この翁の近づきたるになむ、いとわびしき。その遣戸掛けこめて、な入れそ。  
(落窪)

---

228 頁「8.3.5 命令形放任法」。次のような命令形放任法は、譲歩の文を作る。

・惜しむらん人の命はありもせよ待つにも堪へぬ身こそなからめ(続後撰 850)

次例は仮定の「む」による放任法で、現代語の「AであろうがBであろうが」に相当する表現である。

- ・百苦身に集まり、誰かこれを免れむ。海にもあらめ、山にもあらめ、逃れむ所なし。(四條宮主殿集・詞書)

229 頁「8.3.6.1 な…そ」。下から 1～2 行目、「「…な」は動詞の終止形に付く。」を「「…な」は動詞の終止形(ラ変は連体形)に付く。」に変更する。231-232 頁用例(32)～(35)について、「…な」の後にも終助詞を伴うことがある。

- ・「いと心憂くつらき人(=大君)の御さま、見ならひ給ふなよ」など、[薰ハ中君ニ]後瀬のちせを契りて出で給ふ。(源・総角)

230 頁用例(12)～(14)について。次例は、「な…そ」の間に陳述副詞の入った例である。

- ・これにみづから侍りと、な人にゆめゆめ知らせ給ひそ。(宇治 10-6)

231 頁用例(22)の類例、

- ・な思ひと君は言へども逢はむ時いつと知りてか我が恋ひざらむ(万 140)
- 用例(29)(30)の類例を追加する。

- ・彦星の心も知らずうちとけてその逢ふことを上の空にな[せそ](実方集)

232 頁「8.3.6.2 「な…そ」以外の禁止表現」の下から 11 行目、「鎌倉時代から」を「院政時代から」に変更する。次例は用例(6)の類例である。

- ・今その要句を教へむ。ゆめゆめ忘れざれ。(今昔 17-29)

「まな」は禁止・制止を表す副詞で、和文では感動詞的にも用いられた。

- ・女房のはなつを(=格子ヲ開ケルヲ)、[中宮ガ]「まな」と仰せらるれば(枕 177)
- この節の次に、節を新設する。

---

### 8.3.6.3 …ざるな(新設)

「…ざるな」は打消事態の禁止表現で、「必ず…しろ」の意を表す。

- (1) 我妹子わぎもこを早み浜風大和なる我松椿吹かざるなゆめ[不吹有勿勤](万 73)

---

[引用文献追加] 青島徹 1960「桐壺「限りなき御思ひどちにて一連用形と禁止表現との関聯について」『言語と文芸』2-4